

事 務 連 絡

平成 23 年 3 月 21 日

各

〔	都道府県	〕
	保健所設置市	
	特別区	

 地域保健主管部局 御中

厚生労働省健康局総務課地域保健室

放射線の影響に関する健康相談について（依頼）（一部修正及び追加）

福島原子力発電所事故を受けて、放射線の影響に関する健康相談については、平成 23 年 3 月 18 日付事務連絡「放射線の影響に関する健康相談について（依頼）」に基づき、保健所等において住民の方々からの相談状況に応じた体制の整備を図るなど、適切に対応いただくようお願いしているところです。

当該事務連絡別紙 1 において示した、住民の方々への対応の流れの例では、サーベイメータによるサーベイを行った場合に、除染が必要となるレベルは 13,000cpm としていました。今般、原子力安全委員会より、除染のためのスクリーニングレベルを 100,000cpm へ変更することが示されたこと（別添参照）を受け、当該事務連絡別紙 1 における除染が必要となるレベルについても、13,000cpm から 100,000cpm へ変更することとします。

なお、健康相談等を希望する方々の中には、サーベイメータによるサーベイを受けたことの証明書等の発行を希望する方もおられると想定されますが、このような証明書等を発行することは、健康相談の趣旨にそぐわず、サーベイ実施施設に過剰な負担をかけるため、望ましくないと考えているので、そのように対応願います。